

県内過去5年間(平成24年～28年)夏休み期間中・高校生の交通事故死傷者 305人中

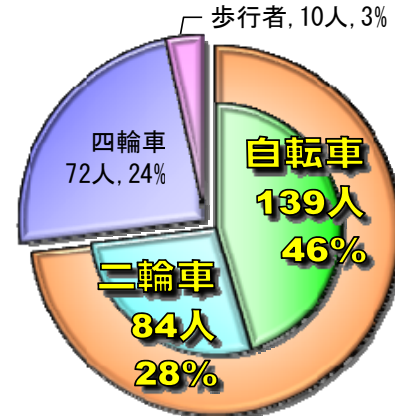
夏休み 高校生の交通事故死傷者は、 自転車・二輪車で 約7割

過去5年間の夏休み期間中に発生した、高校生の交通事故死傷者の状態別では、自転車が46%で最も多く、次いで二輪車(28%)となっています。

自転車・二輪車の合計では73%

を占めています。

※ 夏休み期間は7/20～8/31(43日間)としました。



自転車・二輪車計 223人,73%

県内過去5年間(平成24年～28年)、夏休み期間中・高校生の自転車・二輪車死傷者の特徴

自転車の死傷者 139人の特徴

- 約7割が交差点などで他の車両と衝突する「**出会い頭衝突**」。
- 約2割が「**安全不確認**」や「**一時不停止**」など、自転車側にも原因あり。
- 約4割が「**通学中**」、約2割が「**訪問**」。

二輪車の死傷者 84人の特徴

- 約7割が交差点などで他の車両と衝突する「**右左折時衝突**」、「**出会い頭衝突**」。
- 約3割が「**徐行違反**」や「**安全不確認**」など二輪車側にも原因あり。
- 約5割が「**訪問**」、「**買物**」の途中。

自転車に乗るときは

- 見通しの悪い場所では、必ず左右の安全を確認する。
- 歩行者優先、歩行者に道を譲る。
- 信号無視等、違反行為は絶対にしない。

二輪車に乗るときは

- スピードを出さない。
- 右左折や進路変更時は、前後左右の安全を確認する。
- 交差点では右折車や左折車、歩行者の動きなどに十分注意する。
- 二人乗りなどの違反行為は、絶対にしない。
- 無免許運転はしない。

自転車運転中は禁止

- 携帯電話等を手に持ちながら通話や操作
- 音楽プレーヤー等の画面を見ながら
- ヘッドホン、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえないような状態

茨城県道路交通法施行細則

罰則：5万円以下の罰金

※詳細な分析結果は、県警ホームページまで

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/archives/analysis/index.html